

令和2年度 第4回天童市農業委員会総会 会議録

令和2年7月13日（月）午前10時00分 第4回天童市農業委員会総会を市役所5階会議室に招集した。

1 出席委員

1番	遠藤市雄	2番	那須桂子
3番	熊澤八弘	4番	齋藤照一
5番	横山愛	6番	秋保茂男
7番	原田洗一郎	8番	長谷川喜久
9番	片桐久雄	10番	清野貢市
11番	佐藤善治	12番	三宅藤義
13番	松田康政	14番	太田博巳
15番	梅津節子	16番	今野滋
17番	細矢幸市	18番	佐藤悦雄
19番	堀越重助		

2 欠席委員

なし

3 出席事務局職員

事務局長	今田明	事務局長補佐	澤和彦
主事	布施雄基	主事	布施雄基

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」

「農地改良（畑地への変更）受付状況報告書」

「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規程による農地転用届出書の受理について」

第5 議事

承認第5号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第12号 農地法第3条の規定による許可について

議第13号 農地法第5条の規定による許可済事件の事業計画の変更について

議第14号 農地法第4条の規定による許可について

議第15号 農地法第5条の規定による許可について

議第16号 令和2年度第4回農用地利用集積計画について

第6 閉会

5 議 事 録

午前10時 開会

事務局長 新型コロナウイルスの対応については、本市の感染症対策本部の方針に基づき進めますのでよろしくをお願いします。

本日の総会は、新型コロナウイルスの感染対策のため、できるだけ短時間で行いますので御協力をお願いします。

したがいまして、農業委員会憲章の朗読は省略いたします。

議 長 (会長あいさつ)

議 長 ただ今より、去る7月8日付け天童市農業委員会告示第5号をもって招集しました、令和2年度第4回天童市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日は全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事進行は、総会資料を事前に配布しておりますので、事務処理報告は読み上げを省略し、承認第5号、議第12号、議第16号については集約した説明とします。

本日の進め方について異議のある方はいますか。

(異議なしの声)

異議ないようですので、そのように取扱います。

議 長 日程第3 議事録署名委員を指名します。

7番 原田洸一郎委員、8番 長谷川喜久委員をお願いいたします。

議 長 日程第4 事務処理報告をお願いします。
事務局長 報告事項については資料に記載のとおりですので、読上げは省略させていただきます。

議 長 事務局から報告がありました。御質問等ありませんか。
(質問なし)

議 長 日程第5 議事に入ります。承認第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)
議 長 御質問等ありますか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。承認第5号について御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、承認第5号について承認することに決定いたします。

議第12号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)
議 長 地区担当農業委員の説明を求めます。1番、太田博巳委員。
太田委員 申請事由のとおりです。
議 長 2番、佐藤悦雄委員。
佐藤委員 借人が水稻の育苗に使いたいということです。問題ありません。
議 長 3番、今野滋委員。
今野委員 空き家に付属した農地になります。農地常任委員会において審議し了承された案件です。よろしくお願ひいたします。

議 長 地区担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありますか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第12号について御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第12号については可決することに決定いたします。

議 長 議第13号「農地法第5条の規定による許可済事件の事業計画の変更について」を上程します。事務局は簡潔に説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ただ今説明がありました、御質問等ありますか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。議第13号については御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議第13号について可決することに決定いたします。

議長 議第14号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。事務局は簡潔に説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 地区担当農業委員の説明を求めます。1番と2番、三宅藤義委員。
三宅委員 申請事由のとおりです。

議長 調査会委員の説明を求めます。梅津節子委員。
梅津委員 7月6日に今野委員、事務局と共に調査を行いました。調査会としては、何ら問題ないと御報告申し上げます。

議長 ただ今説明がありました、質問等ありませんか。片桐久雄委員。
片桐委員 条件付き売買については昨年国土交通省から通達があつて、不動産業各社に回つたと承知しています。事務局から詳しい説明が必要だと思ひますがいかがでしょうか。

議長 事務局よろしいですか。

事務局 簡潔に説明いたします。これまでの農地転用は、建売分譲又は建物が建つ計画でしか原則許可できない、決定した形でしか分譲できないということでした。その要件を、建物を建てるという担保を確保するように緩和するという通達があつたものです。

建築条件付というのは、一般的に、土地の造成が完了した後に土地を購入したいという方がいれば、土地の購入者と転用事業者が土地の売買契約を行い、その後土地購入者(家を建てる方)が、転用事業者が指定する建築業者と建築請負契約を土地売買契約から3ヶ月以内に結ぶということで、ある程度購入者が自由な設計で家を建てられるということです。家が建つ担保も取れるので、こういった形で農地転用の許可が認められるようになったということです。詳細は、通達資料を以前配布していますので御覧ください。

議長 他に質問等ありませんか。那須桂子委員。
那須委員 1番についてです。現場を見てきましたが、道路が狭くて集合住宅

として適する土地なのかと疑問に感じましたがいかがでしょうか。

事務局

調査委員と地区農業委員の方と現場を見ましたが、確かに北側はあまり広い道路ではないのですが、幅員4m以上確保されており、開発許可の基準を満たしています。許可基準上は問題ありません。

農地転用上もこちらは住宅に囲まれており、3種農地と判断しました。農地転用の許可要件と開発許可の基準も満たすので、本人からの申し出があれば、集合住宅として建てること自体は問題ないと考えています。

議長

他に質問等ありませんか。

(質問なし)

議長

お諮りいたします。議第14号については御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議第14号について可決することに決定いたします。

議長

議第15号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局は簡潔に説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

地区担当農業委員の説明を求めます。1番、今野滋委員。

今野委員

学校の敷地と住宅に囲まれた土地です。問題ありません。

議長

2番、細矢幸市委員。

細矢委員

申請事由のとおり問題ありません。

議長

調査会委員の説明を求めます。梅津節子委員。

梅津委員

現地調査の結果、特に問題ありません。

議長

ただ今説明がありましたが、質問等ありませんか。

(質問なし)

議長

お諮りいたします。議第15号については御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議第15号について可決することに決定いたします。

議長

議第16号「令和2年度第4回農用地利用集積計画について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

ただ今説明がありましたが、質問等ありませんか。熊澤八弘委員。

熊澤委員

工程表どおりに進めておりますので、特に問題ありません。

議 長 お諮りいたします。議第16号について御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第16号について可決することに決定いたします。

議 長 以上をもちまして、令和2年度第4回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

午前11時 閉会